

SunGazer サービス利用契約書

株式会社 TD テクノロジー&コンサルティング（以下、「甲」という。）と、お申込者（以下、「乙」という。）とは、甲が企画および運営管理する太陽光発電設備に係る防犯サービス（以下、「SunGazer」という。）を乙が享受することを目的として、甲乙間で以下のとおり締結し（以下、「本契約」という。）、本日お申込日を本契約の発効日とする。本契約は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈され執行されるものとする。

第 1 条（目的）

本契約は、甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と発展を図ることを目的とする。

第 2 条（非排他的契約）

本契約は、甲のその他顧客と同様の契約の締結を妨げるものではない。ただし、甲は乙との良好な取引関係を維持発展させるためにも、乙およびその他顧客の利益均衡に対して十分に配慮するものとする。

第 3 条（再委託）

甲は、自社の責任において、業務の全部または一部について必要と判断される場合、第三者に再委託できるものとする。再委託を実施する場合、甲は、再委託業者に対して本契約に準じて守秘義務等必要な契約措置を講じるものとする。

第 4 条（知的財産権）

本契約に基づき甲が創作した成果物（文書、写真、または映像など）に係る著作権や商標権は、全て甲へ帰属するものとする。

第 5 条（サービス）

甲は、本契約に従い以下のサービスを乙へ提供する。サービス遂行に関する事務取扱細目については、本契約の各条項で定めるほか、SunGazer ウェブサイト上にて掲載する。

- A) 防犯 3 点セット（AI 監視カメラ・アプリ、人感警報機および警告版）提供および乙の太陽光発電設備内内への設置作業。
※防犯 3 点セットにはその性質上、一切保証は付いておりません。
- B) 防犯 3 点セットを設置した乙の太陽光発電設備の夜間（午後 18 時～午前 6 時）監視および非常時対応（金属盗への威嚇警告および乙の太陽光発電設備が在る最寄り警察署への通報）。
- C) その他関連業務または乙が甲へ特別に依頼する個別業務。

第 6 条（費用）

1. サービス提供に係る費用は、以下のとおりである。

- A) 防犯 3 点セット提供および設置費用として金 69,800 円（税込初回）を申し受けるものとする。
※防犯 3 点セットの経年劣化、故障、SIM 規格変更による使用不可などの原因で同等品に交換が必要となる場合、甲は、乙に必要な状況説明、交換見積り（実費）および事前同意を得た上で対応するものとする。
- B) 監視業務運営費として金 2,222 円（税込月額）×12 ヶ月（年間一括払い）を申し受けるものとする。

2. 甲は、第 5 条で定めるサービスを乙へ提供するにあたり、予め書面にて別途合意した場合を除き、一切の必要諸経費（機材費、人件費、旅費交通費、通信費、文書作成費など）を負担するものとする。ただし、関係諸法令で定められる費用負担が別途生じる場合、または、乙による特別な依頼案件または追加要件が生じた場合、その限りでない。

3. 本契約締結に際し費用負担が生じる場合、甲乙折半とする。

第 7 条（支払方法および支払予定）

支払方法は、甲が指定する金融機関へ請求書の発信日より 7 営業日以内に振込むものとする。

第 8 条（遅延損害金）

支払期日に遅延した場合、甲は乙に対して民法に倣い年利 3.00%を日割計算（365 日／年）にて請求することができるものとする。

第 9 条（債権譲渡および質入等の禁止）

甲および乙は、本契約に基づき相手方に対して生じた債権に関して、一切第三者に対して譲渡または質入等の処分をすることができないものとする。ただし、(1)相手方の書面による承諾がある場合、(2)相手方が明確に本契約に違反した客観的な根拠および証拠が存する場合はその限りでない。

第 10 条（報告義務）

甲および乙は、本契約遂行のために必要と判断される一切の情報に関し、相手方に対して正確かつ誠実に、速やかに報告する義務を有する。特に業務遂行上必要となる、客観的に重要事項と判断される内容に関しては、少なくとも相手方に 1 週間以上前に通知し、十分に相談・協議するものとする。

第 11 条（不可抗力）

天災事変、戦争、テロリズム、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、疫病、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合、甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第 12 条（免責事項）

乙は、次に記載される原因によって引き起こされた如何なる不都合も甲の責めに帰すべきでないことを承知するものとし、それ等の原因によって生じた一切の結果、責任、負債、損害および損失等に関し、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

- A) SIM 通信回線およびインターネット環境が原因で生じるネットワーク遅延に起因するもの。
- B) 自然災害、鳥獣害、悪戯または金属盗などによる太陽光発電設備の不具合や損傷。
- C) 甲または警察署による各種対応の遅早に起因するもの。
- D) その他、客観的、合理的に甲の責めに帰すべきでない判断される問題。

第 13 条（事故処理）

本契約の遂行に支障を来すおそれのある事態が生じた場合、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第 14 条（契約期間）

1. 本契約の期間は、第 5 条に記載のサービス提供が開始された日を起算日として、1 年間とする。本契約の期間満了にあつては、甲乙間で書面に基づく特段の合意が別途無き場合、従前と同様の内容で更に 1 年間本契約を更新するものとする。
2. 甲は、毎年、契約期間満了前に乙に対して契約更新有無の意思確認および契約更新後の第 6 条 1 項 B 号に定める新年度分の監視業務運営費に係る請求書を案内する。

第 15 条（解約または解除）

【一般解約】

甲および乙は、自己の都合に基づく本契約を解約しようとする場合、それぞれ相手方に契約期間満了の 2 ヶ月前までに通知するものとする。解約に係る違約金は一切設けず、また、日割清算等も行わない。設置済みの防犯 3 点セットは、乙へ無償譲渡するものとする。

【即時解約】

甲および乙は、いずれかの当事者が次の各号の一に該当した場合、何らの事前催告無しに本契約の即時解約、または、債権債務の履行の一部ないし全部を、無条件で一時的に中断することができる。

- A) 他の債務につき、保全処分、強制執行、破産の申し立て等がなされたとき。
- B) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- C) 関係諸法令の抵触および監督官庁の指示、命令、処分等を受けたとき。
- D) その他本契約に違反したとき。

【即時解除】

甲または乙のいずれかが次の各号の一に該当した場合、相手方は、本契約の無条件即時解除および損害賠償を相手方に請求できるものとする。

- E) 本契約に記載する義務の不履行。
- F) 本契約に反する違反をした場合。
- G) 諸法令・公序良俗に反する場合。
- H) 第 16 条の規定に該当する場合。

第 16 条（反社会的勢力等の排除）

甲および乙は、次の各号の一に一切該当しないことを誓約する。

- A) 自身、その子会社および関連会社の主要な株主、その他出資者、取引先、並びに本契約当事者等の

役員または従業員が、(1)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれ等に準ずる者等反社会的勢力に該当、(2)公序良俗・諸法令に反する事業を営むこと。

- B) 相手方に対して脅迫的な言動もしくは暴力を用い、法的責任を超えた不当な要求を行い、風説の流布もしくは偽計・威力により相手方の信用を毀損もしくは業務を妨害し、その他これ等に類する行為を行うこと。

第 17 条（取得情報の取扱い）

甲およびその子会社、関連会社（以下、「グループ会社」という。）は、乙との本契約および取引に伴い得られる個人情報等の取得情報の取扱いに関して厳格に管理（乙の顧客情報に係る閲覧禁止措置または情報漏洩防止セキュリティ対策など）するものとし、本契約またはグループ会社で提供することその顧客に対する各種サービスの向上のみを目的とした利用に資することができるものとする。

第 18 条（秘密保持義務）

1. 甲および乙は、(1)甲および乙間の関係、(2)本契約の存在およびその内容を第三者に対して一切開示しないものとする。また、当該秘密情報は善良なる管理者の注意を以って機密に保持するものとし、厳格に管理するための合理的な措置を講じなければならない。
2. 前項の規定は、法的に乙の地位に代わり乙の権利能力を代表する地位にある者（具体的に、後見人、相続人、または、弁護士など）、または、第 19 条に定める場合を除く。

第 19 条（情報開示）

甲および乙は、権限を有する監督官庁からの要求または法令に基づく情報の開示請求があった場合、事前に協議してその対応を決定するものとする。

第 20 条（優先順位）

本契約の締結に前後して、甲および乙との間で交わされた書面または口頭を含む一切の合意が本契約の一部または全部と矛盾する場合、当該抵触部分については本契約の各条項および SunGazer ウェブサイト掲載情報が優先するものとする。また、明示される場合を除き、本契約は、甲および乙双方の書面による合意を以って変更されるものとする。

第 21 条（協議事項および合意管轄等）

1. 本契約の履行に関して疑義を生じた場合、および本契約に定めのない事項については、甲および乙双方で協議し、誠意を以って解決を図るものとする。
2. 協議によっても解決がなされず、本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（本契約の可分性）

如何なる管轄の法律下で、本契約の何れかの条項が違法、無効、または矯正不可能と判断された場合であっても、他の管轄の法律下ではその適法性、有効性、または強制可能性に何らの影響をも及ぼさず、また、他の条項の適法性、有効性、または強制可能性に何らの影響も及ぼさないものとする。

第 23 条（契約終了後の善処義務）

本契約終了後においても、甲および乙は本契約により本契約終了前後に発生していた義務について遅滞なく誠意を以って履行することを要するものとする。

以上